

たろう通信

こさい太郎議員活動リポート

港区議会議員こさい太郎の任期も残りわずか

夢とかがやきのある簡素の港区政実現に向け、

今後も全力投球！

今回は、昨年十一月に開催された港区議会決算特別委員会における私の「みなとかがやき総括質問」と、その区長・教育長答弁を掲載させていただきます(二面以降)。この質問は、この四年間主張し続けた「私の目指す行政改革の考え方」や具体的提案の一部を、私なりに精査しまとめたものです。本文にもありますが、私は、徹底した行政の改革を断行することにより簡素な(スリムな)区政を実現することが、自由で活力ある地域社会を実現させると確信しております。また、それにより、住民の負担(主に税金)を軽減させ、行政に極力頼らない自由な市民社会が実現するものと考えています。そして、これらを実現させることが、私の今後の決意であります。是非とも、みなさまにご一読頂き、ご理解とご賛同を賜れば幸いです。また、みなさまのご意見やご感想もお寄せ頂きたくお願い申し上げます。

五年目を迎えた近隣の夜警(夜まわり)

特に大きな災害もなく無事終了

一九九四年(平成六年)十二月より、南青山四・五・六丁目の夜警を行っており、今年で五年目を迎えました。冬至の日から節分(立春の前日)まで一ヶ月余りの間、夜十時半から約四十分をかけてまわっています。全く勝手にはじめた活動でしたが、いつもほぼ同じ時刻にまわるので、毎晩声をかけて下さる方もいらっしやり、大変励み

になっております。この紙面を借りてお礼申し上げます。さて、今年は雨も少なく、期間中に雨で休んだ日は一日でした(その他に私の予定でお休みした日が一日ありました)。また、やはり不況の影響なのか、同じ時刻の人数が年々減っている感じで、少し寂しい気がします。ともあれ、私が変わっている範囲では特に大きな災害もなく、今年

Dec.1998
Vol.9

編集発行：みなとかがやき
共同編集：こさい太郎を育てる会

〒107-0062

港区南青山 6-2-6-203

Tel:5485-9111 Fax:5485-9100

通信かがやき 号外

も無事終了することができました。来年以降も続けてまいりますので、よろしく願い申し上げます。最後に、約四十日の長丁場に新年会シーズンも重なり辛いこともあったのですが、「あなたのダイエツトのために」と毎日一緒にまわってくれた家内に感謝の意を表したいと思えます。紙面にはそぐわないと思いますが、お許し下さい。

使用済み切手やテレホンカード収集のご協力ありがとうございました

これまで、みなさまにお願いしてまいりました「使用済み切手やテレホンカードの収集」ですが、多くの方から断続的に寄せ頂いております。誠にありがとうございます。また、地域や職場で収集活動されている方からもご連絡を頂きました。このような地道で小さな活動の積み重ねが、ボランティア社会の素地になるものと思えます。私にお送り頂いたものは、港区社会福祉協議会を通じて福祉や医療・国際協力の活動資金にあてられています。ただし、テレホンカードについては、その利用方法が不明瞭な部分もあるので、調査し

こさい太郎を育てる会・小斉太郎後援会 事務所を開設しました

このたび、南青山6丁目に後援会事務所を開設いたしました。ここを拠点に、さらに活動を広めて参りたいと決意を新たにいたしております。ぜひ、お気軽にお立ち寄りください。3月上旬までは、事務局のボランティアの方が非常勤です。お越しの際は事前にご連絡頂ければ幸いです。よろしくお願いいたします。

〒107-0062

港区南青山 6-2-6 ハイム青山 203

TEL 03-5485-9111 FAX 03-5485-9100

e-mail taro@hinetj.co.jp

こさい太郎と語る会 (事務所開きにか
えて)

3月13日(土) 2:00から6:00
まで

こさい太郎が事務所でみなさまのお越しをお持

てみたいと思っています。
今後ともご協力をお願いします。

みなさまよりご紹介やご寄付を賜り、

誠にありがとうございます

ご紹介頂いた方々には、直接お伺いしたりたろう通信をお送りしたりして、私の活動にご理解頂けるよう努力いたしております。みなさまからもぜひ一言お声を頂ければ幸いです。また、頂いたご寄付は、通信の発行をはじめとした政治活動のみ使わせて頂きます。みなさまのご協力なしには活動は成り立ちません。今後とも、ご指導・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。
毎年初めに前年の収支報告をいたしておりますが、本年は五月以降に必ず報告させて頂きますのでご容赦下さい。

平成9年度決算特別委員会 みなとかがやき総括質問

質問・答弁全文掲載(一部要約)

1998年(平成10年)11月30日

質問者:小齊 太郎

児童館の運営も施設配置も 抜本的に見直せ

平成9年度決算特別委員会の総括質疑にあたり、私はみなとかがやきを代表し、これまでの各款審議を踏まえ、質問いたします。みなとかがやきとして区政の重要課題と捉えている事項について、私どもの考え方や提案を明らかにしながら進めて参りたいと思います。区長並びに教育長におかれましては、私どもの質問に対しまして、出来るものは出来る、出来るけれどもやらない、出来ないものはないなど、区民にとって分かりやすい明確なる答弁を賜りますよう強く要望して質問に入ります。まず、本委員会の各款別審議の際に、私どもみなとかがやきが取り上げた個別の政策課題から質問して参りたいと思います。

まずはじめに、子供たちに対する施策について取り上げたいと思います。質問の第一は、児童館のあり方についてであります。

私は、総務費・民生費の各款における審議の際、児童館の問題を取り上げました。その要旨は、児童館の運営や施設の配置は現状のままでよいのか、ということであり、その質疑を踏まえた上で私どもの意見を述べ、質問したいと思っております。

まず、結論から申し述べると、児童館の運営も施設の配置も抜本的に見直すべきである、ということとあります。その理由を述べたいと思っております。

児童館の利用対象となる子供たちは児童福祉法に定められた児童すなわち十八歳未満、乳幼児から高校生までであります。にもかかわらず、現状は、港区内に十三館ある児童館のいずれも小学生、しかも学童クラブのメンバーである小学校低学年の子供たちが圧倒的です。一部の子供たちだけのために、これだけの児童館が必要でしょうか。次の質問で触れますが、これらの子供たちのためには、空き教室も多く、放課後はほとんど利用されていない、学校施設の複合利用で十分対応できる、つまり、独立した児童館施設がなくても十分対応できると考えます。その結果、これまでの児童館に替わって、

幅広い世代を対象と出来る規模の児童館を区内に数館設置することで、本来の役割を果たせるのではないのでしょうか。数館というのにも理由があります。都会の中学生や高校生は、私や私の友人たちもそうだったように、音楽をやっている子供たちには民間のスタジオがたくさんあるのです。アルバイトをして通っている仲間がたくさんいました。運動をするのでも、学校の体育館や民間のスポーツクラブなどたくさんあります。また、コンビニの前やファーストフードのお店で友達とおしゃべりをする、これは「たむろする」ということで悪く言われる向きもありますが、私としては、それ自体は悪いことではないと思っています。子供たちが子供自身で自らの居場所を探す、中学生や高校生になつたら当然のことではないでしょうか。ですから、行政が自ら児童館をたくさん用意してあげる必要はないと考えます。むしろ、そんな居場所を見つけれない子供たちのためにすることは、先ほど申し上げた中規模の児童館を土曜日や日曜日、また夜遅くまで開いていることのほうが重要だと思っております。さらに、これも後程取り上げますが、民間には出来ない施策、自由に遊びまわれる広場、原っぱを作つてあげることが行政の本来の役割にかなうのではないのでしょうか。

また、土・日や夜間の開館の件に関連すれば、職員のあり方も大問題であります。現在、正規職員は九時～五時勤務で土日は休みとなっています。平日の午前中の来館者は、保護者と一緒にやってくる乳幼児のみと推察され、館毎の差はあるでしょうが、昨年度の実績では一館一日平均五人であります。しかも、子供の世話をする職員は、法令により専門の者を充てることとしていたため、児童厚生職員という、実質上配置転換出来ない職員を充てているのです。しかし、母子指導員、すなわち保母さんの資格でもよいということになっているので、特別にこのような職員が必要なのか疑問を抱かざるを得ないのであります。たとえば、保育園の職員などと兼任できる保母を一人おき、あとは地域の方々や学生、退職教員など、ボランティアの方々でも十分に対応できるのではないのでしょうか。そうすれば、土・日や夜間の開館も可能となるはずですが、ちなみに、平成9年度の決算ベースでは、用務職員も含めて、児童館の正規職員の人員費は、約八億円となつていことも付言しておきたいと思っております。これら、私どもの意見・主張に対しての、区長のお答えを頂きたいと思っております。

児童館のあり方についてのお尋ねであります。児童館のあり方については、エンゼルプランの中間報告を踏まえて、多くの区民の方から意見をいただいております。今後、幅広い層が利用できるように、施設の機能や管理運営を見直し、利用者にとって魅力のある児童館にしてまいりたいと考えております。

また、児童館の適正配置につきましても、港区の人口規模や利用者の地域性等を考慮し、見直しを徹底して行なうなど、さらに検討を進めてまいります。

児童館 学童クラブは 学校施設を有効活用せよ

質問の第二は、学童クラブの学校施設の使用、複合利用についてであります。

この件については、これまでも何度か質問しておりますので簡潔にしたいと思っておりますが、もはや文部省・厚生省一体となった取り組みで、すでに、条件付ながら使用目的の変更に伴う補助金の返還も行なわなくてよいという通達が、文部省より出されております。さらに、先進的な自治体における取り組みも増加しているところであり、

学校は子供たちのための施設であり、学童クラブも子供たちのための事業であります。消防法や建



建築基準法などに基づく施設管理上の問題を指摘する向きもありますが、教育上の観点、子供たちの目線に立てば、非常に有効な施策となり得るはず。ちなみに、

港区立の小学校では百二十の、中学校では五十八の一時的余裕教室があり、余裕教室に数えられない教室でも資料室や会議室、管理諸室などの名目で、利用頻度や利用率の極めて低い教室が存在していることも付け加えておきたいと思います。

平成十年度予算特別委員会の総括質疑において、みなとかがやきで取り上げたように、世田谷区では、児童の放課後健全育成事業を学校施設で行なうために、学童クラブに代わる独自の施策（ベース・オブ・プレイング）を開発し、発表させているところがあります。このような世田谷区の先進的な取り組みも念頭に入れて頂き、教育的観点から教育長、区政全般の観点から区長に、見解を伺いたいと思えます。先の予算特別委員会でのお答えよりも、さらに踏み込んだお答えであることを期待いたしております。

《区長答弁》

学童クラブの学校施設利用についてのお尋ねであります。

教育施設の活用は貴重な区有財産の有効活用の観点から、大変重要なことと考えております。しかしながら、余裕教室を児童厚生施設に転用することにつきましては、

建築基準法、消防法等に基づく大規模な改修工事が必要となります。今後とも区民要望を踏まえ、的確な対応をしてまいりたいと考えております。



《教育長答弁》

学童クラブの学校施設の利用についてのお尋ねであります。

余裕教室につきましては、教育内容の多様化や、今日的な教育問題に対応するため、生活教室や教育相談室等さまざまな教育活動に転用し活用しております。また、現下の厳しい財政事情では、新たに用地を確保して施設を建設することは非常に困難であり、建築基準法や管理運営上の問題等があります。施設の活用という点では有効な方法であると考えます。教育的観点からも、学校と児童館との密接な連携を図ることでの長所があると言えます。今後とも、学習する場と遊び場が同一の施設内の場所となることなど、子供の行動や心理を十分理解して、検討する必要があります。いずれにいたしましても、関係部門と十分連

携をとりながら対応してまいります。

都会の子供たちには

原っぱや広場が必要

質問の第三は、子供たちの遊び場の確保、原っぱの必要性についてであります。

この問題に関しては、昨年度の第三回定例会のみなとかがやきの代表質問で取り上げ、その際、区長は、「地域で生活する子供たちにとって、のびのびと体を動かし活動できる場の整備が必要」と述べています。私たちも、特に都市部に住む子供たちにとって最も重要であり、かつ最も不足しているものの一つが、走り回ったり、土や草や虫などの自然とふれあったりする場所だと思えます。そして、そのような場所は、民間で整備し提供することはほぼ不可能であることは、容易に想像がつきます。つまり、行政が子供たちのために率先して行なうべきではないでしょうか。今や、高度に都市化された港区では、子供たちがのびのびと遊ぶ場所を捜し当てることは容易ではなく、テレビゲームなど屋内での遊びが主流となっている理由の一つとも考えられます。また、児童館のような屋内で、大人に管理されて遊ぶことが本当に子供たちにとって幸せなことなのか、私たち大人は、子供の立場に立って、また自らの子供時代の経験を思い出して、今一度考え直してみる必要があります。

施設の統廃合や低未利用地などを活用し、場所によっては柵や水道くらい必要かもしれませんが、何も自然の広場を子供たちのために用意してあげるべきだと思えます。お台場や芝給水場の上部利用の例はすでに伺っておりますので、それ以外に新しくこのような施策について進めていくおつもりはあるのか、或いはないのか、区長にお伺いしたいと思います。

また、原っぱ等の広場の有効性について、教育的観点から教育委員会の考え方もお示し頂きたいと思えます。

《区長答弁》

子供たちの遊び場の確保についてのお尋ねであります。

都市に住む子供たちにとって、自由に遊ぶことができ、また自然と触れ合える場を確保していくことは、港区の目指す「住み続けられる街」の実現に大きな役割を果たすものと考えております。都市における遊び場としての一定の限界もありませんが、今後とも、公園などの整備に当たっては、地域の特性を踏まえながら、子供たちが自由に伸び伸びと利用できる、親しみのある遊び場の確保に努めてまいります。

《教育長答弁》

子供たちの遊び場の確保についてのお尋ねであります。

子どもの豊かな情操を育む上で、また豊かな人間性を醸成する上で、自然との触れ合いはなくてはなら

ないものの一つと考えます。ご指摘の原っぱなどの広場も、自然に触れることのできる貴重な子供の遊び場であります。身近で気軽に自然に触れることのできる場は必要であると考えます。

地域住民との協働による

区の事業の実施を

次に、区民との協働・民間との役割分担の観点から、土木施設の清掃事業は直営であるべきかどうか質問して参りたいと思えます。

今決算委員会の各款審議において、新聞に掲載された「アドプトシステム」について、公明党議員団の藤本委員より環境の視点からの質問がなされ、我が会派の湯原委員も、行政と民間の協働・役割分担の視点から土木費の質疑において取り上げました。「アドプトシステム」についての詳細な説明は省略いたしますが、私たちが最も注目した点は、住民自らが自らの住むまちを良くしていくという意識に基づいて活動するシステムであり、また、企業が所在する地域に対しての社会貢献の一つとして活動するシステムであるということでもあります。港区の基本計画の素案においても、「住民との協働」「行政の役割の見直し」が明記されており、その意味からも、道路や公園の清掃をはじめさまざまな事業でこの手法は有効に活用できるものと考えます。

をどのように捉えるのか、港区全体の施策を念頭に、区長の見解を伺いたいと思えます。

《区長答弁》

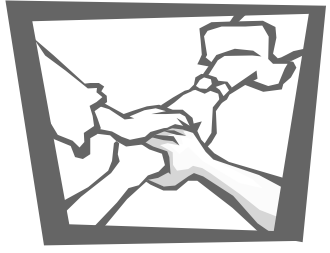
アドプトシステムの評価と導入の可能性についてであります。

住民や企業が、道路の維持管理など、行政業務の一部を肩代わりするアドプトシステムは、公と民との連携の一手法として、一部の自治体で導入が始まっております。この活動にかかわることによって、区民や企業の地域への帰属意識を高めることができることも、区が直接かかわらなくとも、きめ細やかなサービスの提供ができる点で評価できます。

また、地方分権、都区制度改革を目前に控え、地域の自主性、主体性を生かした地域経営が求められております。少子・高齢化による福祉需要が拡大し、区民ニーズが多様化、個性化する中で、すべての公共的な課題に区が対応することは、効率的でもなければ、効果的でもありません。区がサービスの供給主体で、区民はその受益者という従来からの発想を見直し、区民との新たな協働関係を築いていかなければならないと考えております。アドプトシステムもその一手法として受け止め、検討してまいります。

※アドプトシステムとは、欧米で行なわれているシステムで、公共施設の里親制度といわれるもので

す。我が国でも、四国のある町などで、道路清掃などに活用されています。



公園や道路の清掃を

区民や企業の手で

その上で、各款審議で取り上げた土木施設の清掃事業における「アドプトシステム」の導入について、質問を進めて参りたいと思いま

す。現在、土木施設の清掃事業のうち、公衆トイレは全て委託で事業が行なわれておりますが、道路・河川・公園・児童遊園などは、それぞれ比率の差はありますが、委託と直営を組み合わせて事業を行なっております。しかし、私たちはこの種の事業は直営である必要がなく、委託で十分であると強く思っております。しかも、単なる委託ではなく、いわゆる「アドプトシステム」型の、区民との協働・民間との連携で十分に行なっていけるものと確信するものであります。これは、基本計画素案の考え方に合致するのではないのでしょうか。各款審議の際に担当課長は、「機動性などの観点から直営部分も必要である」という趣旨の答弁をされて

おりましたが、地域に住む住民の方などに愛着を持って頂きながら面倒をみてもらえるならば、正規職員の機動性よりも、むしろ効果的であると私たちは考えるものがあります。

例えば、地域住民の方にも親しみのある、比較的面積の狭い児童遊園の清掃事業で、「アドプトシステム」型の管理方式を導入してみたいかがでしょうか。問題は違いますが、白金児童遊園に立てられた「他人に迷惑をかけないように遊びましょう」という趣旨の看板の例にもあるように、それが「当たり前」の姿に戻す」という行為であっても、「管理型行政からの脱却」ということで、テレビや新聞などのマスコミがこぞ取り上げられます。マスコミに取り上げられること自体が目的ではありませんが、それによって、多くの方々に認知され、理解され、活動が広がっていくきっかけにもなるはずで

「アドプトシステム」やそれに類似したシステムは、さまざまな事業で展開が可能と考えますが、比較的導入しやすい児童遊園などで、まずきっかけをつくるのが非常に重要であります。

そこで、質問いたします。まず、土木費の質疑において示された、土木施設清掃の委託拡大の方向性について、その通りであるかどうか確認させて頂きたいと思っております。その上で、土木施設の清掃事業に「アドプトシステム」導入の可能性はあるのか、ないのかお伺いしたいと思います。

《区長答弁》

土木施設へのアドプトシステムの導入についてのお尋ねであります。

土木施設の清掃については、これまで区民と相互に協力しながら行なっており、今後その方向で拡大に努めてまいります。アドプトシステムの導入につきましては、区民との協働を促進する方策のひとつとして検討してまいります。

「難しい」という

あいまいな表現は避けよ

次に、行政改革に関連して質問いたします。本格的行政改革の必要性につきましては、この質問の後で取り上げたいと思っております。ここでは、具体的に二つの点についてお伺いするものであります。

質問の第一は、「難しい」という表現についてであります。

最近、「難しい」という言葉が濫用されている気がしてなりません。これは、行政だけではなく、議会、そして広く世間一般でも同様のことが言えると感じております。今日、たまたまテレビで衆議院本会議における代表質問を見ていたのですが、この中で、小淵総理の答弁の中にも「難しい」という言葉が出て参りまして、やはり、「難しい」という言葉はかなり広く使われているな、という感じがしております。斯く言う、私自身も、ふと気がつく「難しい」と言葉に発して

しまっていることが間々あります。

これは、善し悪しはともかくとして、「す」「い」とか「やばい」とかいった安易な形容表現の氾濫、日本語文化の変化ともかかわっているのかもしれないと感じることもあります。しかし、**区民の税金を預かり区政を執行するもの(行政)や区民の負託を受けて区民の声を代弁するもの(議会)は、公式非公式にかかわらず、少なくとも、「難しい」といったあいまいな言葉は避けるべきではないかと考えています。**

特に、この総括質問で取り上げたのは、行政サイドにおいて、「難しい」という言い回しを極力避けて頂きたいという思いからであります。行政サイドが「難しい」という言葉を使う場面は、現状を新しい状況に変化させるといふ提案に対して答える際によく現われて参ります。この「難しい」という言葉が**一つ挿入されるだけで、私は、現状維持改革拒否・先送り・責任回避の印象が一気に頭をめぐります。**たとえ、本当のところ、そうでないにしてもあります。区民に対してはわかりにくい「難しい」という表現は、極力避けるべきで、例えば、「**このような問題点があるが、それを乗り越えてやるのか」「問題点がありやりにくいのか」「実現の可能性がないのか**」など、はっきり答えること、あいまいな表現を使わず、**明確に答えることこそ区民に対する責任ではないでしょうか。**

私自身も注意をしたいと思っておりますが、区長のこの件に関する見解

を伺いたいと思っております。

《区長答弁》

「難しい」という表現についてのお尋ねであります。

言葉は、一般的によく使われるものであっても、頻繁に使用したり、使う側の勝手な思い込みで使用すると、意味がわからなくなる可能性があります。区政についてのご説明をする際には、このことに十分気をつけて、適切な言葉の使い方に心がける必要があります。

一方、説明責任を負う行政の立場としては、財政面の考慮や、将来の見通し等を見極めて対処しなければならぬ場合があり、判断として「難しい」という言葉を使うこともあります。しかしながら、**責任を回避し、課題解決を先送りするなどのために、このような言葉を使っているために、このような言葉を使っているために、このような言葉を使っているために、このように考えております。**

区では、公文書等について、区民から見て、わかりやすさと親しみやすさという観点から見直す運動を推進してはいますが、その中で、**あいまいな表現はしないという指針を示しております。**言葉の使い方というのは本当に難しいものでございまして。今後とも、できるだけわかりやすく、的確に表現できるように努めてまいります。

行政改革の成果を

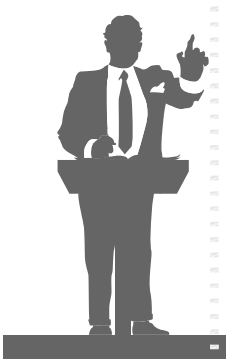
区民税減税により

区民に還元すべき

質問の第二は、行政改革の成果の区民への還元についてであります。

みなとかがやきは、行政改革の成果を区民税の軽減によって還元すべきと考えています。行政改革は、**肥大化した行政体そのものを簡素に改め、民間の活動に任せられる部分は任せていくことがその目的**であると認識しております。したがって、現在行政が行なっている事業の多くを縮小・廃止することになります。**事業の縮小・廃止を行なえば、その経費が不要になるわけで、これを行政改革の成果と捉えています。**現在港区が手がけている改革は、財政状況を根拠にしつつも、行政のあり方を見直し、事業を整理しようとする、まさに行政改革だと確信しております。ですから、**この改革を進めていけば必ず成果が表れますし、また、表れないような生ぬるい改革では区民の真の要請には応えられないわけ**であります。

その還元方法を区民税の軽減によって行なうということは、これまでの地方政治の常識から考えれば、或いは不自然なことかもしれませんが、しかし、右肩上がりの経済成長に呼応するように、肥大化してきた日本の政治。バブル経済崩壊後、政治のあり方を見直す中で、時代の要請は行政の簡素化による減税にあることは、国民のみ



なさまの多くが賛同するところである」と確信致しております。これは国政も地方政治も同様であります。また、昨年度の地方分権推進委員会の第二次勧告の中では、「課税自主権の尊重」の項目で、「標準税率を採用しない場合における国への事前の届出等については、課税自主権の尊重の観点から廃止する」「個人市町村民税については、住民自らが負担を決定する性格が強いこと、個人道府県民税には制限税率がないこととの均衡を考慮し、その制限税率を廃止する」としています。さらに、地方債の項目では、「普通税の税率が標準税率未満の地方公共団体については、従来、公共施設・公用施設の建設等の財源に充てるための地方債の発行が禁止されてきたが、この規制を緩和し、(新たに許可制度を設ける)旨の記載がされております。

《 区長答弁 》

行政改革の成果の区民への還元についてのお尋ねであります。私は、行政改革によって得られた成果については、区民の福祉の増進に振り向けられることを基本的にすべきと考えております。また、

区民税の軽減につきましては、自主的、自立的な区政運営を目指す中で、区民サービスのあり方等の議論を踏まえ、適切に判断していくべき課題であると考えております。最後に、平成九年度決算の財政状況とそれに基づく今後の方向性、さらに、今後の本格的行政改革の必要性につきまして、質問を進めたいと思っております。

起債(借金)に頼らない

財政運営を

最後に、平成九年度決算の財政状況とそれに基づく今後の方向性、さらに、今後の本格的行政改革の必要性につきまして、質問を進めたいと思っております。

平成九年度決算は、これまで経験したことのない財政難を克服するために策定された「財政構造改革指針」の初年度にあたります。基金の取り崩しを最小限にとどめながら歳出全般の見直しを行ない、当初予測された九十六億円の財源不足が、実質的に四十四億円の赤字にまで圧縮されました。この点につきましても財政構造改革の成果であり、一定の評価をいたすものであります。しかし、いくつかの財政指標を分

析いたしますと、単に単年度の赤字幅を圧縮させるだけでは到底解決し得ない大きな問題点をはらんでいると申し上げざるを得ません。

その第一点は、公債費比率であります。平成九年度決算における公債費比率は九・七％であり、平成五年年度の六・四％と比較すると、三・三ポイントもの上昇となっております。各会計決算等監査意見書の中でも「区はバブル崩壊後の税収急減期にあっても、区民サービスの維持向上及び特別減税の税収の補填のため、起債等により財源不足を補ってきた。特に平成六・七年度に大量に区債を発行しており、これらの元金の償還及び減税補てん債の満期一括償還の時期には、公債費は急激に増大することが見込まれる」と警告を発しております。起債残高の適正水準はどのあたりなのか、さまざま考え方がありと思えますが、現時点での公債費比率が十パーセントを超えようとしている現在、少なくとも、将来的な負担を考えると、右肩上がりの起債残高の増加に歯止めをかけるために、



区債の残高を圧縮しつつ、起債を出来る限り抑制すべきではないでしょうか。すなわち、施設建設の抑制、さらに、減税補てん債などの赤字債を発行しない財政運営を今後行なっていくべきと考えますが、区長の見解を伺います。

《 区長答弁 》

公債費比率についてのお尋ねであります。公債費比率は、ここ数年、増加を続けており、今後もしばらくは毎年六十億円を越える公債費の支出が避けられない状況となっております。今後の起債に当たっては、後年度の公債費の負担が財政を圧迫することのないよう、適債事業を慎重に選択してまいります。とりわけ赤字債の発行については、できる限り発行を抑制するべきものと考えております。

義務的経費(人件費等)に

メスを入れなければ

財政は健全化しない

第一点目は、経常収支比率についてであります。

平成九年度決算における経常収支比率は九四・七％で、前年度と比較すると若干改善されております。しかし、平成五年年度の七二・五％と比較すると二十二・二ポイントもの上昇となっております。財政構造改革の一定の成果によって、実質的単年度収支の赤字は大幅に縮

減されたものの、経常一般財源に対する義務的経費の充当率は、依然として極めて高い数値となっているわけであります。この義務的経費にメスを入れなければならぬことは、もはや申し上げるまでもありません。義務的経費を削減し、弾力性ある財政構造を実現させる決意と、そのための具体的な取り組みについて、区長にお伺いしたいと思っております。

《 区長答弁 》

経常収支比率についてのお尋ねであります。

財政の弾力性を示す指標である経常収支比率は、人件費や物件費などを抑制した結果、平成九年度は九四・七％と、八年ぶりに改善いたしました。しかし、依然として危険な水準にあることから、経常的経費の削減が不可欠であります。そのため、第二次みなどいっきに区政推進計画の策定方針の趣旨に沿って、定数削減などの内部努力を一層徹底するとともに、事務事業の抜本的な見直しを引き続き、進めてまいります。そのことが柔軟な財政構造につながる結果となるものと考えております。

るものと考えております。

簡素な行政の実現は

区民と時代の要請

明確でわかりやすい

行政改革の理念を示せ

さて、恒常的な赤字体質を改め、単年度収支の実質的な赤字が増え続ける状況を打開し、均衡させていく、このような意味での財政構造改革は着実に成果をあげ始めていると言えます。そして、港区では、財政構造改革に便乗する格好で行政改革の第一ステージも併せて進めて参りました。便乗という表現を使ったのは、財政構造改革と並行して行われてきた行政改革は、財政危機を名目に進めることが出来たからであります。つまり、「お金がないから我慢してほしい」といふ言い訳が成り立ってきたというところであります。しかし、財政構造改革が一定の成果をあげ始めている今日、区長はさらなる行政改革を目指してどのような区政運営をしていくのか、お伺いしておきたいと思っております。私たちは、みなとかがやきとして行政改革の理念を掲げ、それに基づきさまざまな具体的な提案をしてきたつもりであります。一方で、区長は、来年度から平成十八年度までの今後八ヶ年の港区の行政運営の指針である「港区基本計画」の素案を発表されました。その「改定の方向性」の中では、次のように述べています。



